平成２３年（再イ）第１９号
沖縄県うるま市石川１丁目45番12―301号
エクセレント・イオ
再生債務者　呉屋　榮治
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月７日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月18日まで
平成24年３月21日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（再イ）第４９号
三重県桑名市大字北別所1599番地１　ウォーターバレータウンＢ－２Ｂ号
再生債務者　保志　洋輔
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月11日まで
平成24年３月21日　津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第２２号
広島県福山市大門町１丁目50番27号　サンフラワーくまもと201
再生債務者　酒巻　光明
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月11日まで
平成24年３月21日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（再イ）第６６号
広島市中区広瀬北町３番14―501号
再生債務者　山下　親則
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月18日まで
平成24年３月21日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２０号
愛媛県松山市道後樋又７番16号　コーポ樋又Ａ―201号
再生債務者　曽我部良平
1　決議に付する再生計画案　平成23年11月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月18日まで
平成24年３月21日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第６４号
福岡県久留米市北野町210番地５
再生債務者　田中　賢二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月16日
福岡地方裁判所久留米支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第５３号
広島県廿日市市梅原２丁目17番60号
再生債務者　後藤　　修
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年３月19日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
千葉県松戸市松戸2061―６　ジュネパレス松戸第79―201号室
再生債務者　渡辺　正道
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
4　一般異議申述期間　平成24年４月20日から平成24年５月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再ロ）第２号
山形市五十鈴２丁目４番32号　宝玉荘202号
再生債務者　和合　淳仁
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月１日から平成24年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０００２号
茨城県古河市小堤2013番地67
再生債務者　小倉　周治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月４日まで
平成24年３月21日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再ロ）第６号
松江市八雲町平原352番地３
再生債務者　石原　俊子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年３月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年４月９日まで
平成24年３月19日　松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００２号
長崎県佐世保市鹿子前町70番地43
再生債務者　湯浅　龍児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月21日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再ロ）第１０００３号
長崎県佐世保市椎木町84番地26
再生債務者　沖田　美男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月21日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再ロ）第７号
広島市西区井口台３丁目37番３―604号
再生債務者　崎岡　秀樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年３月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年３月21日
広島地方裁判所民事第４部

厚生年金基金変更公告

ＭＵＴＯＨ厚生年金基金の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のとおり公告する。
1．新事務所の所在地　東京都世田谷区池尻３丁目１番３号
2．旧事務所の所在地　東京都品川区西五反田７丁目21番１号第５ＴＯＣビル
3．変更年月日　平成24年３月16日
平成 24 年３月 29 日
ＭＵＴＯＨ厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年３月 29 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（社会）
昭58中一第23397号
⑵　高等学校教諭一種免許状（社会）
昭58高一第23400号
⑶　中学校教諭二級普通免許状（美術）
昭61中二普第22号
⑷　中学校教諭一種免許状（美術）
平13中一第132号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　昭和58年３月31日　東京都教育委員会
⑵　昭和58年３月31日　東京都教育委員会
⑶　昭和61年12月１日　千葉県教育委員会
⑷　平成13年12月１日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
小林　克巳　千葉県
4　失効年月日
平成24年３月９日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当